

NZドル短中期債券ファンド

追加型投信／海外／債券



本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に添付されております。

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧およびダウンロードすることができます。

ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、委託会社の照会先までお問い合わせください。

<委託会社> **明治安田アセットマネジメント株式会社**

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第405号
設立年月日:1986年11月15日

資本金:10億円

運用する投資信託財産の合計純資産総額:16,960億円

(資本金・運用純資産総額は2019年7月末現在)

[ファンドの運用の指図等を行います]

<受託会社> **三菱UFJ信託銀行株式会社**

[ファンドの財産の保管および管理等を行います]

委託会社への照会先

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787

(受付時間は、営業日の午前9時～午後5時)

ホームページアドレス <http://www.myam.co.jp/>

委託会社のホームページは
[こちらからご覧頂けます。](#)



投資家の皆さまへ

「NZドル短中期債券ファンド」は、ニュージーランドドル建ての債券を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行うファンドでございます。

当ファンドは、為替ヘッジは原則的に行わないため為替変動リスクはともないますが、主要投資対象を短中期のニュージーランドの国債等とすることで、信用リスク、金利変動リスクを抑えながら中長期的な信託財産の成長を図ってまいります。

また、資産形成を目的とした投資にもご利用していただけますよう、当ファンドでは運用管理費用を低めに設定させていただきました。

どうぞ末永く「NZドル短中期債券ファンド」をご愛顧いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

明治安田アセットマネジメント株式会社

NZドル短中期債券ファンドの受益権の募集については、明治安田アセットマネジメント株式会社は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条の規定により有価証券届出書を2019年9月13日に関東財務局長に提出しており、2019年9月14日にその届出の効力が生じております。

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律に基づいて組成された金融商品であり、同法では商品内容の重大な変更に関して事前に投資者（受益者）の意向を確認する手続き等が規定されております。

また、当ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。

投資信託説明書（請求目論見書）については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

商品分類			属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ
追加型	海外	債券	債券 公債	年2回	オセアニア	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※上記、商品分類および属性区分の定義等については、一般社団法人投資信託協会ホームページ（URL:<https://www.toushin.or.jp/>）で閲覧が可能です。

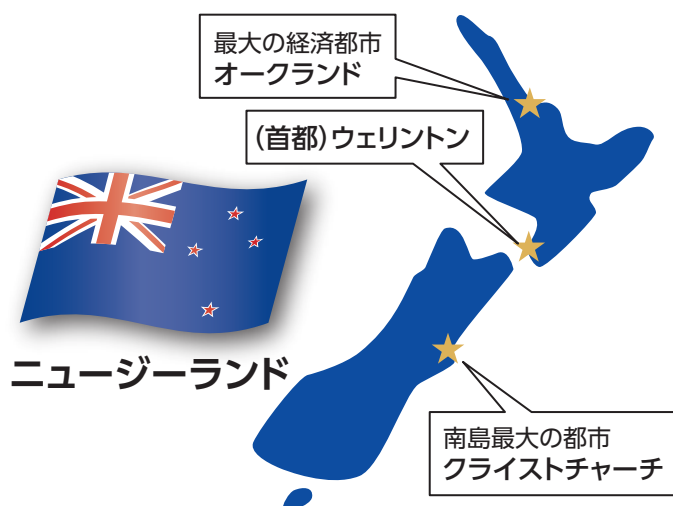
1. ファンドの目的・特色

■ ファンドの目的

NZドル短中期債券ファンド(以下、「当ファンド」ということがあります。)は、ニュージーランドドル建ての債券に投資し、利息収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

■ ファンドの特色

- **特色①** 主として、ニュージーランドの国債、政府機関債^{※1}、政府保証債ならびにニュージーランドドル建ての国際機関債^{※2}等を投資対象とします。



*上記はイメージ図であり、地理的位置を正確に示したものではありません。

通貨	ニュージーランド・ドル
国際信用力	Aaa(moody's)
面積	27万534km ² (日本の約4分の3)
人口	約495万人 (2019年3月統計局)
首都	ウェリントン
言語	公用語は、英語、マオリ語、手話(2006年以降)
主要産業	酪農製品、食肉、林産品等

出所:2019年7月時点の外務省データ等をもとに
明治安田アセットマネジメントが作成

- ※1 政府機関債とは
公共の目的を達するため特別の法律に基づいて、資金調達のために発行する債券のことをいいます。その発行債券は政府の直接的な保証は受けていないものの、それら大半の機関は省庁の監督下にあり公共性が高く、準国債的な性格を持つと言われます。
- ※2 国際機関債とは
複数国の協調のもと、ある地域の経済発展を主目的として設立された組織が開発金融機関です。例として、世界銀行(国際復興開発銀行)、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、米州開発銀行などがあります。それらの機関が、主に開発プロジェクトへの資金供給のため、国際債券市場において資金ニーズに応じて様々な通貨で発行するのが国際機関債です。複数の先進国が中心となり出資・運営・監督しているため、信用力は高水準です。

- 特色②** 債券への投資に当たっては、金利や物価の動向、経済情勢や投資環境等を勘案してポートフォリオを構築します。

ファンド全体のデュレーションは、原則として3年未満とします。

金利変動とデュレーションの関係について

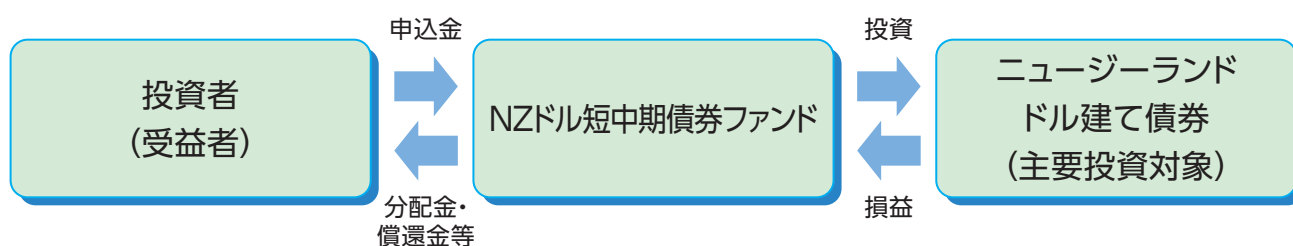
デュレーションとは、債券の投資元本回収までに要する平均残存期間のことで、この値が大きい(長い)ほど、金利変動に対して債券価格の感応度が高く(金利変動に対する債券価格の変動が大き)くなります。また、一般に金利が上昇すると債券価格は下落します。

- 特色③** 原則として、為替ヘッジは行いません。

組入外貨建資産については、対円での為替ヘッジは原則として行いません。

そのため、基準価額は為替変動の影響を受けます。

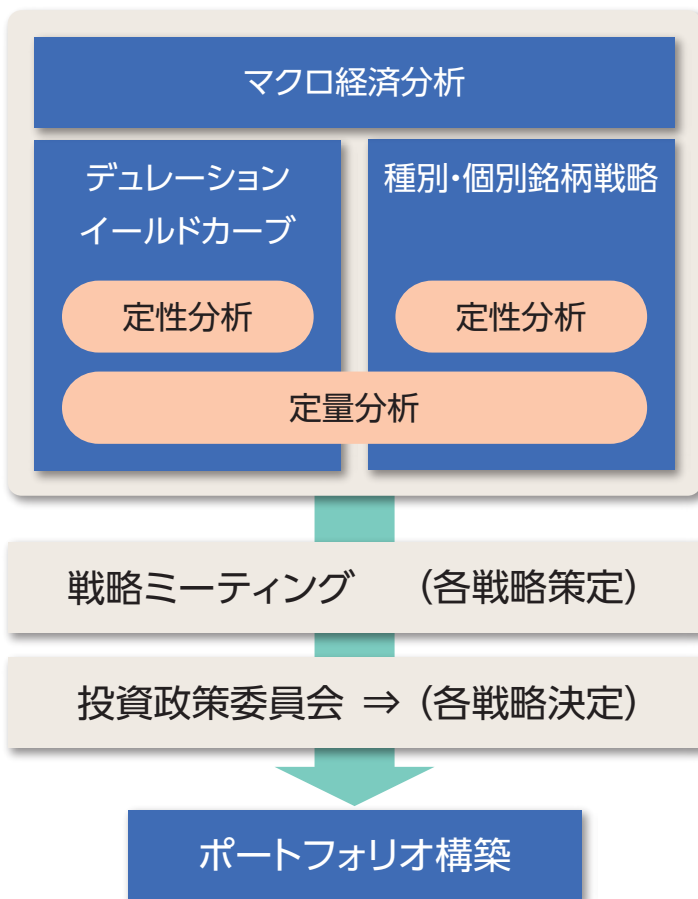
■ ファンドの仕組み



※損益はすべて投資者である受益者に帰属します。

■ 運用プロセス

運用にあたっては、当社の運用プロセスでポートフォリオの構築、リスク管理を行います。



マクロ経済分析、担当戦略に即した分析に取り組み、市場の見通し、運用方針を検討。

「戦略ミーティング」で、戦略の方針、ポジション案を提案。協議の上、収益獲得につながる見込まれるポジションをポートフォリオに採用。

戦略ミーティングでの議論を踏まえた市場見通し、戦略運営については投資政策委員会で協議、決定。

ポートフォリオを構築。

※上記運用プロセスは、今後変更となる場合があります。

■ 主な投資制限

■ 株式への投資割合	株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
■ 投資信託証券への投資割合	投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
■ 外貨建資産への投資割合	外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

■ 分配方針

年2回(毎年6月、12月の15日。休業日の場合は翌営業日。)決算を行い、以下の収益分配方針に基づいて分配を行います。

- ・分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益(評価益を含みません)等の全額とします。
- ・収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。
- ・収益分配にあてず信託財産内に留保した利益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※将来の収益分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては、前記のような運用ができない場合があります。

2. 投資リスク

■ 基準価額の変動要因

NZドル短中期債券ファンドは、外国の債券等、値動きのある証券に投資します(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)ので、基準価額は変動します。

したがって、金融機関の預貯金と異なり投資元本は保証されず、元本を割り込むおそれがあります。また、ファンドの信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

なお、ファンドが有する主なリスクは、以下の通りです。

<主な変動要因>

債券価格変動リスク	債券(公社債等)の価格は、金融情勢・金利変動および信用度等の影響を受けて変動します。一般に債券の価格は、市中金利の水準が上昇すると下落します。保有する債券価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。
為替変動リスク	外貨建資産への投資については、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落(円高)する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動(円高)は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。
信用リスク	投資している有価証券等の発行体において、利払いや償還金の支払い遅延等の債務不履行が起こる可能性があります。また、有価証券への投資等ファンドに関する取引において、取引の相手方の業績悪化や倒産等による契約不履行が起こる可能性があります。

※ 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

■ その他の留意点

- 有価証券を売買しようとする際、需要または供給が少ない場合、希望する時期・価格・数量による売買ができなくなることがあります。
- 資金動向、市況動向等によっては、投資方針に沿う運用ができない場合があります。
- 収益分配は、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。))を超えて行われる場合があるため、分配水準は必ずしも当該計算期間中の収益率を示すものではありません。
投資者の個別元本(追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本)の状況により、分配金額の全部または一部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。
分配金は純資産から支払われるため、分配金支払いに伴う純資産の減少により基準価額が下落する要因となります。当該計算期間中の運用収益を超える分配を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べ下落することとなります。

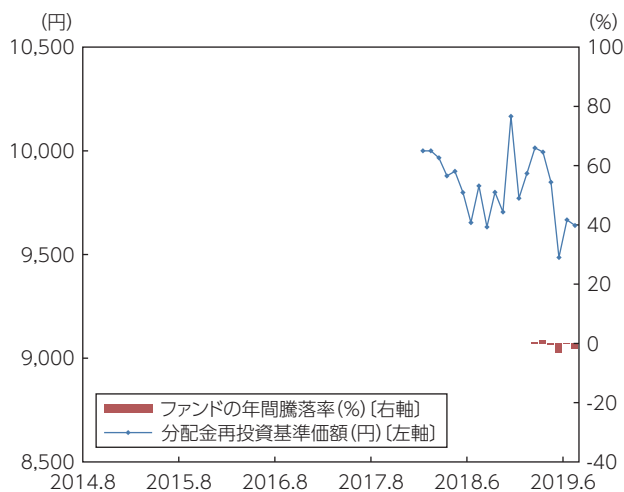
当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

■ リスクの管理体制

ファンドの運用にあたっては、社内規程や運用計画に基づき、運用部門が運用プロセスの中でリスクコントロールを行います。また、運用部門から独立した部署により諸リスクの状況が確認され、各種委員会等において協議・報告される体制となっています。

■ 参考情報

当ファンドの年間騰落率および
分配金再投資基準価額の推移



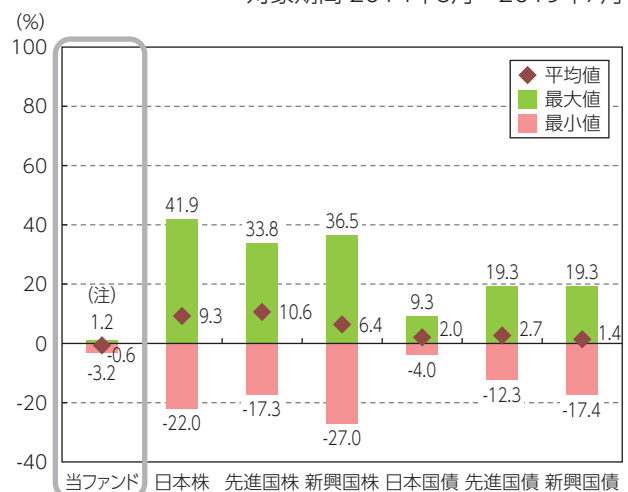
※グラフは、ファンドの5年間の各月末における分配金再投資基準価額(税引前の分配金を再投資したものととして算出。以下同じ。)および各月末における直近1年間の騰落率を表示しています。

※年間騰落率のデータは、各月末の分配金再投資基準価額をもとに計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

(注)当ファンドは、設定日以降のデータで表示しております。

当ファンドと他の代表的な
資産クラスとの騰落率の比較

対象期間:2014年8月~2019年7月



※グラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように、5年間の各月末における直近1年間の騰落率データ(60個)を用いて、平均、最大、最小を表示したものです。

※ファンドの年間騰落率のデータは、各月末の分配金再投資基準価額(税引前の分配金を再投資したものととして算出)をもとに計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※すべての資産クラスが、当ファンドの投資対象とは限りません。
(注)当ファンドは、設定日以降のデータで表示しております。したがって、データの個数が異なります。

<各資産クラスの指数について>

資産クラス	指数名称	権利者
日本株	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)	株式会社東京証券取引所
先進国株	MSCI-KOKUSAI(配当込み・円換算ベース)	MSCI Inc.
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み・円換算ベース)	MSCI Inc.
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	野村證券株式会社
先進国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)	FTSE Fixed Income LLC
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円ベース)	J.P.Morgan Securities LLC

(注)海外指数は、対円での為替ヘッジなしによる投資を想定して、各月末の指数値を円換算または円ベースとしています。

※各指数に関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利は、上記に記載の各権利者に帰属します。

また、各権利者は当ファンドの運用成果等に関し一切責任を負いません。

各指数の内容について、詳しくは投資信託説明書(請求目論見書)をご覧ください。

●QRコードからアクセスする

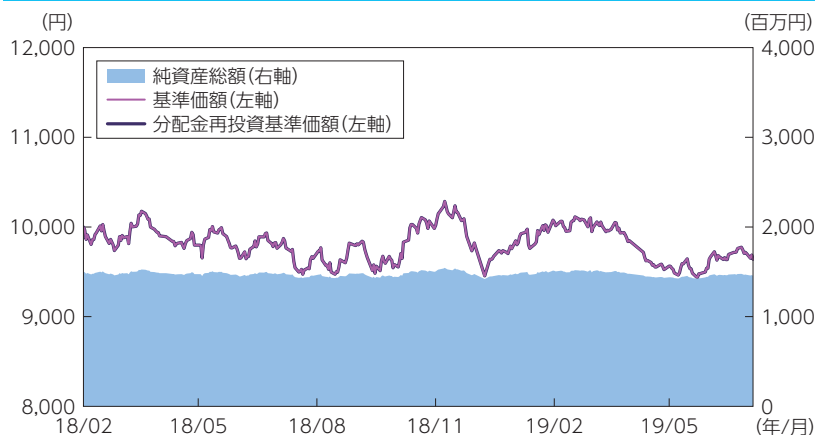
スマートフォンをお持ちの方は右記のQRコードを読み込み、委託会社のホームページのホーム画面へアクセスしてください。ホーム画面から、投資信託商品一覧へと進み、当ファンドの運用レポート(月次)を選択することで、最新の運用状況をご確認頂けます。



3. 運用実績

2019年7月31日現在

基準価額・純資産の推移



※分配金再投資基準価額は信託報酬控除後のものであり、分配金実績があった場合に税引前分配金を再投資したものととして算出しています。

分配の推移

分配金の推移	
2019年6月	0円
2018年12月	0円
2018年6月	0円
—	—
—	—
設定来累計	0円
※分配金は、10,000口あたりの税引前の金額	
基準価額	9,640円
純資産総額	1,456百万円

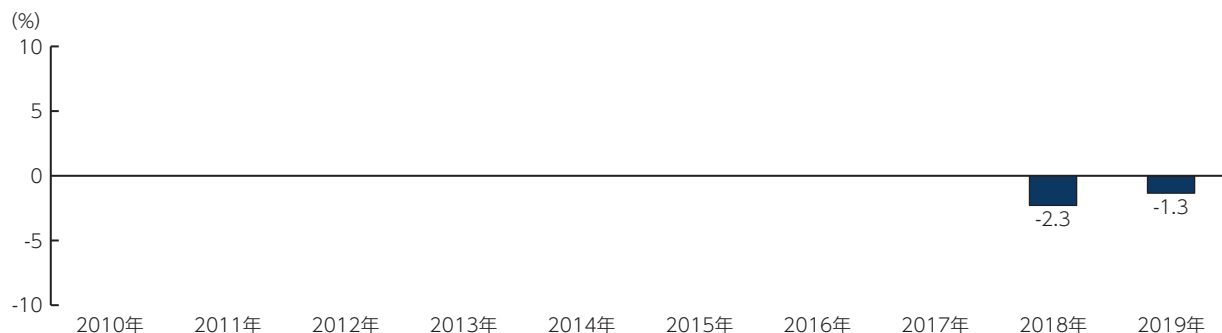
主要な資産の状況

組入上位10銘柄

順位	銘柄名	利率 (%)	償還期限	国/地域	種類	投資比率 (%)
1	ASIAN DEV BANK 3%	3	2023/ 1 /17	国際機関	特殊債券	14.86
2	NZ LGFA 3%	3	2020/ 4 /15	ニュージーランド	地方債証券	13.76
3	INTERAMER DEV BK 3.5%	3.5	2021/ 5 /15	国際機関	特殊債券	11.35
4	NEW ZEALAND GVT 5.5%	5.5	2023/ 4 /15	ニュージーランド	国債証券	10.87
5	INT BK RECON&DEV 4.625%	4.625	2021/10/ 6	国際機関	特殊債券	9.37
6	NZ LGFA 6%	6	2021/ 5 /15	ニュージーランド	地方債証券	9.30
7	INT BK RECON&DEV 3%	3	2023/ 2 / 2	国際機関	特殊債券	7.97
8	KFW 4.5%	4.5	2020/ 8 /20	ドイツ	特殊債券	7.31
9	BK NED GEMEENTEN 5%	5	2020/ 9 /16	オランダ	特殊債券	7.31
10	NEW ZEALAND GVT 6%	6	2021/ 5 /15	ニュージーランド	国債証券	4.24

※投資比率は対純資産総額比

年間収益率の推移 (暦年ベース)



※収益率は分配金(税引前)を再投資したものととして算出しています。

※2018年は設定日(2018年2月27日)から年末までの収益率、2019年は7月末までの収益率を表示しています。

※ファンドにはベンチマークはありません。

※最新の運用状況は委託会社のホームページでご確認することができます。

※ファンドの運用実績はあくまで過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

4. 手続・手数料等

■ お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 (基準価額は1万口当たりで表示しています。以下同じ。) ※基準価額は、販売会社または委託会社へお問い合わせください。
購入代金	販売会社が指定する期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問い合わせください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目から受益者に支払います。
申込締切時間	原則として、販売会社の営業日の午後3時までに販売会社が受付けた分を当日の申込みとします。
購入・換金申込不可日	ニュージーランド証券取引所、ニュージーランドの銀行の休業日に該当する場合は、購入・換金の申込みの受付は行いません。
購入の申込期間	2019年9月14日から2020年3月13日 ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金の申込みには制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた申込みの受付を取消すことがあります。
信託期間	2018年2月27日から2028年2月25日 ※受益者に有利であると認めるときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。
繰上償還	受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、あるいはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
決算日	毎年6月15日および12月15日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年2回決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。 ※当ファンドには、「分配金受取りコース」および「分配金再投資コース」があります。なお、お取り扱い可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社へお問い合わせください。
信託金の限度額	3,000億円
公 告	原則、電子公告により行い、ホームページに掲載します。 http://www.myam.co.jp/
運用報告書	決算時および償還時に作成のうえ、交付運用報告書は、販売会社を通じて信託財産にかかる知れている受益者に交付します。
課 税 関 係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

■ ファンドの費用・税金

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	<p>購入価額に、2.16%(税抜2.0%)*を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。詳細については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。</p> <p>※購入時手数料は、購入時の商品説明、事務手続き等の対価として販売会社にお支払いいただきます。</p> <p>*消費税率が10%となった場合は2.2%(税抜2.0%)となります。</p>
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	<p>ファンドの純資産総額に対し、年0.972%(税抜0.9%)*の率を乗じて得た額がファンドの計算期間を通じて毎日計上され、ファンドの日々の基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支払われます。</p> <p>*消費税率が10%となった場合は年0.99%(税抜0.9%)となります。</p> <p><内訳></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #ADD8E6;">配分</th> <th style="background-color: #ADD8E6;">料率(年率)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td> <td>0.378%(税抜0.35%)</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>0.5616%(税抜0.52%)</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>0.0324%(税抜0.03%)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: center;">0.972%(税抜0.9%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>【消費税率が10%となった場合】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #ADD8E6;">配分</th> <th style="background-color: #ADD8E6;">料率(年率)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td> <td>0.385%(税抜0.35%)</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>0.572%(税抜0.52%)</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>0.033%(税抜0.03%)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: center;">0.99%(税抜0.9%)</td> </tr> </tbody> </table> <p><内容></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #ADD8E6;">支払い先</th> <th style="background-color: #ADD8E6;">役務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td> <td>ファンドの運用、基準価額の算出、法定書類の作成等の対価</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>ファンド財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td>運用管理費用(信託報酬) =運用期間中の日々の基準価額×信託報酬率</td> </tr> </tbody> </table>	配分	料率(年率)	委託会社	0.378%(税抜0.35%)	販売会社	0.5616%(税抜0.52%)	受託会社	0.0324%(税抜0.03%)	合計	0.972%(税抜0.9%)	配分	料率(年率)	委託会社	0.385%(税抜0.35%)	販売会社	0.572%(税抜0.52%)	受託会社	0.033%(税抜0.03%)	合計	0.99%(税抜0.9%)	支払い先	役務の内容	委託会社	ファンドの運用、基準価額の算出、法定書類の作成等の対価	販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価	受託会社	ファンド財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価	合計	運用管理費用(信託報酬) =運用期間中の日々の基準価額×信託報酬率
配分	料率(年率)																														
委託会社	0.378%(税抜0.35%)																														
販売会社	0.5616%(税抜0.52%)																														
受託会社	0.0324%(税抜0.03%)																														
合計	0.972%(税抜0.9%)																														
配分	料率(年率)																														
委託会社	0.385%(税抜0.35%)																														
販売会社	0.572%(税抜0.52%)																														
受託会社	0.033%(税抜0.03%)																														
合計	0.99%(税抜0.9%)																														
支払い先	役務の内容																														
委託会社	ファンドの運用、基準価額の算出、法定書類の作成等の対価																														
販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価																														
受託会社	ファンド財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価																														
合計	運用管理費用(信託報酬) =運用期間中の日々の基準価額×信託報酬率																														

その他の費用・手数料	<p>信託財産の監査にかかる費用(監査費用)として監査法人に年0.0054%(税抜0.005%)*を支払う他、有価証券等の売買の際に売買仲介人に支払う売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合に当該資産の保管や資金の送金等に要する費用として保管銀行に支払う保管費用、その他信託事務の処理に要する費用等がある場合には、信託財産でご負担いただきます。</p> <p>※その他の費用については、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、監査費用は監査法人等によって見直され、変更される場合があります。</p> <p>*消費税率が10%となった場合は年0.0055%(税抜0.005%)となります。</p>
-------------------	--

※当該手数料等の合計額については、投資者の皆さまの保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

ファンドの税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税及び 地方税	配当所得として課税します。 普通分配金に対して…………… 20.315%
換金(解約)時 及び償還時	所得税及び 地方税	譲渡所得として課税します。 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して… 20.315%

※上記は2019年7月末現在のものです。

※少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)、ジュニアNISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」、「ジュニアNISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、一定の金額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になることができるのは、NISA(ニーサ)は満20歳以上の方、ジュニアNISA(ニーサ)は20歳未満の方で、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社へお問い合わせください。

※法人の場合については上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、上記の内容が変更されることがあります。税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めいたします。